

健全化判断比率等について

健全化判断比率等について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 9 日

提出者 国立市長 永見理夫

健全化判断比率(令和2年度)

(単位:%)

市名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
国立市	— (—)	— (—)	0.0 (-0.4)	— (—)

(参考)

(単位:%、千円)

早期健全化基準	12.72 (12.75)	17.72 (17.75)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)	標準財政規模	うち臨時財政対策債 発行可能額
					15,897,996 (15,447,887)	0 (0)
財政再生基準	20.00 (20.00)	30.00 (30.00)	35.0 (35.0)			

公営企業会計資金不足比率(令和2年度)

(単位:%)

比率名	指数	(参考) 経営健全化基準
国立市下水道事業会計資金不足比率	— (—)	20.00 (20.00)

※ ()内は、令和元年度数値